

国自貨第 153 号  
平成 30 年 2 月 20 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進に係る対応について

今般、宅配貨物が年々増加する中で、特に、駐車スペースの少ない都市部における宅配貨物の各戸配達における駐車場所の確保等に苦慮する事業者から、荷下ろし等のためのトラックの駐車場所の確保や駐車規制の緩和等について要望がなされてきたことを踏まえ、「トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取る施策」」（平成 29 年 8 月 28 日自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議取りまとめ）における「直ちに取る主な施策」として「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」が盛り込まれたところである。（別添 1）

これを踏まえ、警察庁交通局長から別添 2 のとおり「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について」（平成 30 年 2 月 20 日付け警察庁丙規発第 3 号）が発出されたことから、各地方運輸局等にとっては、管下運輸支局等に対し、下記のとおり対応するよう周知されたい。

記

- 貨物運送事業者や各都道府県トラック協会等から貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに関する要望・相談等があった場合は、各都道府県警察、道路管理者等との連携を密にし、要望の実現等に向けて適切に対応すること。
- また、その場合において、駐車規制の見直しを行うに当たっての地域住民への説明や、地方公共団体等に対する路外駐車場の整備の働き掛け等について、関係機関と協力して実施すること。

以上